

# 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る 自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて

国土交通省より、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、新規登録及び予備検査における負担の一層の軽減を図るため、完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む）した自動車の取扱い又は一時抹消登録時から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和8年1月1日から適用する通達がありましたので下記のとおり通達の内容を抜粋してお知らせします。

※通達の全文につきましては、香整振のHPに掲載しておりますのでご確認ください。

## 1. 中古車新規検査、予備検査の保適証の交付可否

従 来	R8.1.1 以降
登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書に記載された事項と <u>同一</u> でなければ保適証の <u>交付不可</u> 、	通達の1(2)の各号のいずれかに該当する場合、保適証の <u>交付可</u> （装着部品の保安基準の適合性は別途確認が必要）

\* 検査員必携の1488ページの「保安基準適合証等の交付範囲」の○×表は従来通りであり、上記変更により、同ページの「※2」の記載部分が変更となります

\* 持ち込みの中古車新規検査、予備検査においても、通達の1(2)の各号のいずれかに該当する場合は提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱います（機構、軽協同じ）

## 2. 新車新規登録の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証の取扱い

従 来	R8.1.1 以降
完成検査終了証の発行後、新規登録等までの間に <u>自動車部品を装着</u> した場合、完成検査終了証が <u>無効</u> となる	完成検査終了証の発行後、新規登録等までの間に自動車部品を装着した場合でも、 <u>通達の1(2)の各号のいずれかに該当する</u> 場合、完成検査終了証を <u>無効</u> としない（装着部品の保安基準の適合性、技術基準は別途確認が必要）

【令和7年12月12日付け国自整第181号 通達 抜粋】

### 1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第36条第5項及び第6項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合

② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合

③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

以上